

水道加入負担金

メーター口径	改定額【税込】	メーター口径	改定額【税込】
13mm	44,000円 (+ 800円)	40mm	528,000円 (+ 9,600円)
20mm	88,000円 (+ 1,600円)	50mm	1,232,000円 (+ 22,400円)
25mm	176,000円 (+ 3,200円)	75mm	2,112,000円 (+ 38,400円)
30mm	352,000円 (+ 6,400円)	100mm以上	管理者が別に定める額

消費税率改定に伴う手数料・使用料の改定

消費税率改定に伴い、手数料・使用料が変更になった施設があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

軽自動車税の税制改正 ~10月から軽自動車税の名称が変わります~

【問合せ】 税務課 市民税係 ☎773-6668

税制改正により10月1日の消費税10%への引き上げ時に、軽自動車の自動車取得税（県税）は廃止され、新たに「環境性能割」（市税）が創設されました。以前までの軽自動車税は「種別割」に名称が変わります。この改正に伴い、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の2つで構成されます。

	車両の取得（登録時）		賦課期日（4月1日）に所有
	令和元年9月30日以前	令和元年10月1日以降	令和元年10月1日以降
県税	軽自動車の自動車取得税	（廃止）	—
市税	—	軽自動車税（環境性能割）	軽自動車税（種別割）

環境性能割

環境性能割は、10月1日以降の3輪以上の軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両（取得価額が50万円を超えるもの）に対して、取得（登録）時に課税されます。当面の間は、市町村に代わり県が徴収事務を行います。

軽自動車（三輪以上）車種区分	税率		臨時的軽減後の税率【注1】
	営業用	自家用	
電気自動車、天然ガス自動車【注2】	非課税	非課税	非課税
★★★★【注3】 かつ令和2年度基準+10%達成車			
★★★★【注3】 かつ令和2年度基準達成車			
★★★★【注3】 かつ平成27年度基準+10%達成車	0.5%	1%	1%
上記以外	1%	2%	

【注1】 令和元年10月1日～令和2年9月30日に取得した場合の税率（自家用のみ）

【注2】 平成30年排出ガス規制適合または平成21年排ガス規制からNOx10%低減達成車

【注3】 ★★★★★：平成30年排ガス規制からNOx50%低減達成車または平成17年排ガス規制からNOx75%低減達成車

種別割 種別割は、毎年4月1日に所有する軽自動車などに対して課税されます。